

# NISA口座の継続利用は手続きが必要



(日本証券協会のホームページより)

貯蓄や投資に関する「非課税制度」をご存知ですか。所得税は、確定申告による納税を建前としていますが、預貯金や国債・地方債などの利子は、そのまま利子所得として20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%）の税金が源泉徴収（納税義務者以外の第三者に所得税を徴収させ国に納付させる方法）されて、納税が終了する仕組みになっています。

ただし、身体障害者手帳の交付や障害年金を受けている人、遺族基礎年金や寡婦年金を受けている妻などで一定の要件を満たす人は、利子について非課税の適用が受けられます。これが「障害者等のマル優（少額貯蓄非課税制度）」「マル得（少額債非課税制度）」です。また、55歳未満の勤労者で、勤務先に「財形年金貯蓄」「財形住宅貯蓄」があれば、2つ合わせて元本550万円までの利子について非課税になります。

そして、投資に関しては、平成26年1月からスタートした「NISA（少額投資非課税制度）」があります。1人当たりNISA口座（非課税口座）を1口座開設でき、1年間120万円までの株式や投資信託の配当金・分配金や譲渡益が、最長5年間非課税（最大600万円）になる仕組みです。29年3月末時点では、口座数も1077万と、資産形成の役割を担っているようです。

NISA口座を利用するためには、手続きが必要で、図のように平成26年1月から29年12月末の勘定設定期間①が、いったん終了となり、平成30年1月からスタート

する勘定設定期間②でNISA口座を利用するためには、改めて本人確認などの事務手続きが必要になります。

こうした事務手続きが、図のように9月30日までにマイナンバー（社会保障と税の共通番号）の届け出を行っておけば、簡略化することができます。30年以降もNISA口座を利用したい人で、届け出をしてない人は、届け出を行うと手間が省けます。もしマイナンバーの届け出をしなかった場合は、すでにNISA口座で購入した株式や投資信託は、非課税期間終了までは課税されませんし、売却も可能ですが、平成30年以後も同じ金融機関でNISA口座を利用するためには、マイナンバーの届け出に加え、「非課税適用確認書の交付申請書」の提出が必要になります。これらの届け出を行わないと勘定設定期間②では、新たに購入するものはNISA口座の利用ができません。

平成30年から別の金融機関でNISA口座を利用したい場合は、29年9月30日までと10月以降では手続きが異なります。また、平成30年1月からは「つみたてNISA」も始まります。現在のNISAとつみたてNISAは選択制です。それぞれの手続き方法は、異なりますので確認して行いましょう。



暮らしのマネープラン相談センター 所長  
 サークティファイドファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

## あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 …………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 …………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F] ☎076-232-2038 要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00

知らなきや損する

いしかわ暮らしのマネープラン